



みんなで 創り守り育てる 地域公共交通条例

— 地域公共交通を未来に繋げていくために —

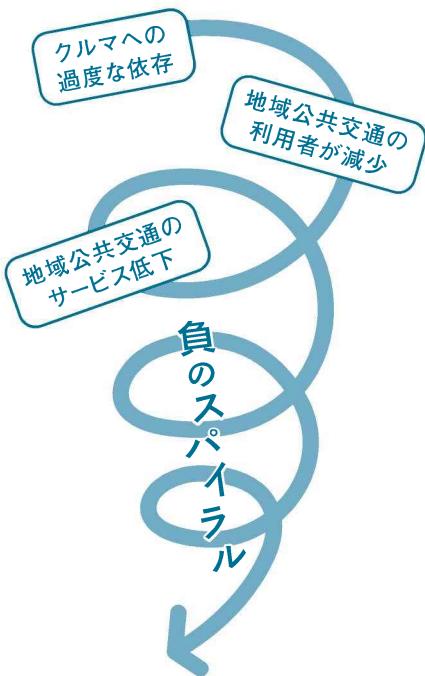


地域公共交通を 未来に繋げていくには

地域公共交通は私たち市民が日常生活、社会生活を送るための基盤です。そんな地域公共交通を未来に繋げていくよう、みんなで創り、守り、育てていくための条例を11月1日に施行しました。

地域公共交通の現状

岐阜市では、クルマへの依存の高まりにより、公共交通の利用者は減少が続いている。人口減少や少子高齢化が進む中、公共交通の利用者がさらに減少し、その運行を継続することが困難となれば、私たち市民は必要不可欠な移動手段を失いかねません。

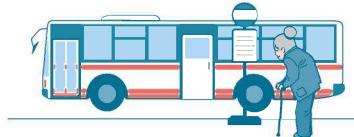


地域公共交通を
失ってしまうことに！

地域公共交通に求められること

移動の足を守る

通勤、通学、買い物、通院などの生活に必要不可欠な移動やおでかけのための移動の足を守ります。



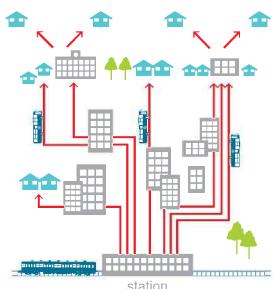
人が集う賑わいあるまちに

地域公共交通をより便利で使いやすくすることで、回遊性が向上し、人と人との交流が活発な賑わいあるまちに。



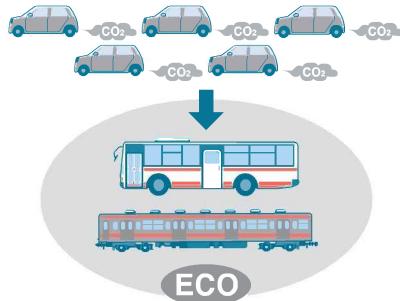
コンパクトなまちに

集約した拠点同士、また拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通ネットワークが充実すれば、コンパクトで住みやすいまちに。



環境にやさしいまちに

地域公共交通はクルマに比べてCO₂の排出量が少ないため、地域公共交通の利用が増えれば環境負荷が小さいまちに。



歩いて暮らせる 健幸なまちに

地域公共交通が便利になり利用が増えれば、クルマに過度に依存することのないまちへと転換し、歩いて暮らせる健幸なまちに。

地域公共交通を未来に繋げていくためには

地域社会全体の財産ととらえ、 みんなで創り守り育てる

地域公共交通を未来に繋げていくためには、公共交通を地域社会全体の財産ととらえ、一人ひとりが公共交通について理解し、積極的かつ継続的に関わっていく必要があり、市・市民・事業者・公共交通事業者がそれぞれの責務・役割を担い、一体となって公共交通への取り組みを行っていく必要があります。

地域公共交通を未来に
繋げていくのはあなた！



地域公共交通を未来に 繋げていくためのみんなの役割

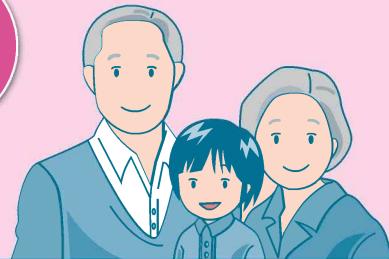
地域公共交通を未来に繋げていくには、私たち市民をはじめとした地域公共交通に関わる主体が一丸となって、みんなで創り守り育てていくことが大切です。

条例の基本理念

市、市民、事業者、公共交通事業者は、地域公共交通の機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、
 ・地域の特性に応じた地域公共交通のネットワークの構築
 ・良質な運送サービスの提供
 等を行うことにより、一体となって地域公共交通を創り、守り、育てていかなければなりません。

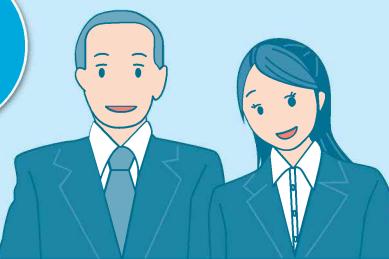
みんなの役割

市民の役割



- ・地域公共交通の担い手であることを自覚し、地域公共交通への理解を深めるよう努める。
- ・クルマの過度な利用を控え、地域公共交通を積極的に利用するよう努める。
- ・地域公共交通に関する活動に主体的に参加するよう努める。

市の責務



- ・総合的かつ計画的な施策の策定・実施を行う。
 - ・市民、事業者への地域公共交通に関する意識啓発を行う。
 - ・地域公共交通に関する情報の提供やその他活動を通じて地域公共交通に対する市民、事業者の関心、理解を深める。

事業者の役割



- ・従業員に対し、地域公共交通を積極的に利用するよう意識啓発を行うよう努める。
- ・事業活動、従業員の通勤などにおいて、クルマの過度な利用を控え、地域公共交通を利用するように配慮する。

公共交通事業者の役割



- ・利用状況を把握し、市民の意見を十分に聴き、その運営に反映させるよう努める。
- ・地域公共交通の利便性を向上させるよう努める。
- ・市、市民、事業者に対し、利用に関する情報の積極的な提供などにより、地域公共交通の利用を促進するよう努める。

03

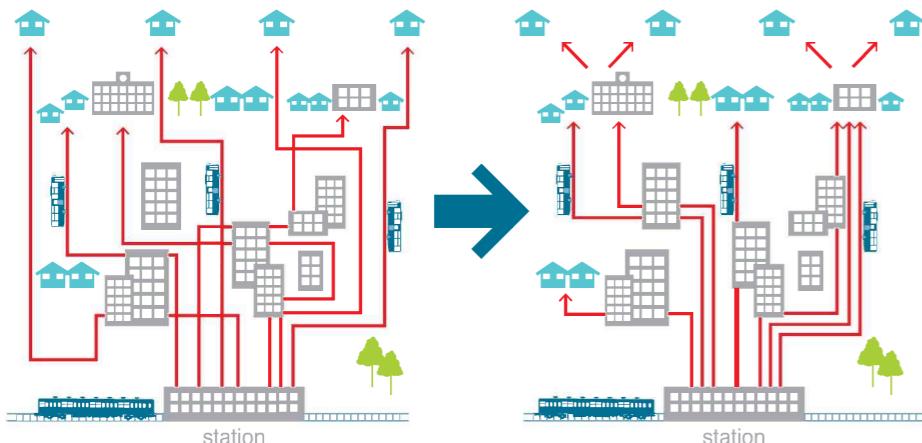
地域公共交通を未来に繋げていくために みんなで創り守り育てていく取り組み

地域公共交通を未来に繋げていくためのみんなで創り守り育てていく取り組みとして、
6つの取り組みを進めていきます。

取り組み 1

分かりやすく、効率のよい、 地域公共交通網に。

分かりやすく、かつ、効率的な地域公共交通網の再編を推進します。



取り組み 2

時間通り、速く目的地へ。

地域公共交通の定時性の確保、速達性の向上を目指します。



岐阜市型BRT

連節バス、バスレーン、PTPS(公共車両優先システム)の導入などを行っていきます。

※BRTとは走行環境の改善による定時性・速達性の確保や、車両整備の高度化により利便性・快適性を向上させたバスシステムのことです。



取り組み 3

乗り降りも、待合いも 快適に、円滑に。

利用者が、快適で円滑に乗降や待合ができる環境を整備していきます。

バス停に屋根を整備



運行状況を表示



取り組み 4

公共交通、車、自転車との 乗り継ぎもスムーズに。

各公共交通機関同士や公共交通機関と自動車・自転車などが円滑に乗り継ぎできるようにしていきます。



取り組み 5

地域内での 生活に必要となる 移動を確保。

クルマを運転することができない人や高齢者、障がいの方などが、地域内で日常生活や社会生活を営むために必要な移動手段を確保していきます。



コミュニティバス

岐阜市内のたくさんの地域で、コミュニティバスが運行しています。コミュニティバスは、地域公共交通の担い手である市民の皆さんの中で計画・運営されています。



取り組み 6

地域公共交通の大切さを、 よびかけ、学ぶ。

自動車の過度な利用を控える、地域公共交通を積極的に利用することについての教育や意識の啓発を行っていきます。

小学校での交通環境学習・各種イベント開催など



岐阜市みんなで創り守り育てる地域公共交通条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 市の責務及び市民等の役割(第4条—第7条)

第3章 地域公共交通に関する基本施策(第8条—第12条)

第4章 雜則(第13条)

附則

地域公共交通は、私たち市民の日常生活及び社会生活の基盤である。

岐阜市においては、自動車への依存の高まりにより、地域公共交通の利用者は、減少が続いている。人口減少や少子高齢化が進む中、地域公共交通の利用者がさらに減少し、その運行を継続することが困難となれば、私たち市民は必要不可欠な移動手段を失いかねない。

地域公共交通の利用を促進するためには、その利便性を向上させることが重要である。市の中心市街地と地域の間及び各地域の間を地域公共交通により有機的につなぐことで利便性が向上すれば、コンパクトなまちを実現することができるとともに、人と人との交流が活発な賑わいのあるまちを創ることができる。

また、地域公共交通の利用が増えることで、自動車に過度に依存することのないまちへと転換が進み、歩いて暮らせる健康なまちや環境負荷の少ないまちの実現に寄与することとなる。

このような豊かで活力に満ちた岐阜市を実現するため、私たち市民は、地域公共交通を地域社会全体の財産ととらえ、一人ひとりが地域公共交通について理解し、積極的かつ継続的に関わっていく必要がある。

よって、ここに、私たち市民をはじめとした地域公共交通に関わる主体が、一体となって、将来にわたって持続可能な地域公共交通を創り、守り、育てていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における地域公共交通の基本理念及びその実現を図るため基本となる事項を定め、市の責務並びに市民、事業者及び公共交通事業者の役割を明らかにすることにより、本市の持続可能な地域公共交通の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域公共交通 市民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用される本市の区域内の公共交通をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 公共交通事業者 事業者のうち、次に掲げる者をいう。

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)を利用して、本市と本市以外の都市との間で旅客の運送を行う者を除く。)及び一般乗用旅客自動車運送事業者

イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

(基本理念)

第3条 市並びに市民、事業者及び公共交通事業者は、地域公共交通の機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、地域の特性に応じた地域公共交通のネットワークの構築、良質な運送サービスの提供の確保等を行うことにより、一体となって、本市の地域公共交通を創り、守り、育てていかなければならない。

第2章 市の責務及び市民等の役割

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者及び公共交通事業者の意見を聴き、第8条に規定する地域公共交通に関する施策(以下「基本施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、地域公共交通に関する意識の啓発を行うよう努めなければならない。

3 市は、地域公共交通に関する情報の提供その他の活動を通じて地域公共交通に対する市民及び事業者の関心及び

理解を深め、これらの者の協力を得るよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域公共交通の担い手であることを自覚し、地域公共交通に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、自動車の過度な利用を控え、地域公共交通を積極的に利用するよう努めるものとする。

3 市民は、地域公共交通に関する活動に主体的に参加し、及び基本施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業員に対し、地域公共交通を積極的に利用することについての意識の啓発を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動、従業員の通勤等において、自動車の過度な利用を控え、地域公共交通を利用するよう配慮するものとする。

3 事業者は、基本施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(公共交通事業者の役割)

第7条 公共交通事業者は、その運営する地域公共交通について、利用状況を把握し、及び市民の意見を十分に聴き、その運営に反映させるよう努めるものとする。

2 公共交通事業者は、その社会的な役割を認識した上で、地域公共交通の利便性を向上させるとともに、市、市民及び事業者に対し、地域公共交通の利用に関する情報の積極的な提供等により、その利用を促進するよう努めるものとする。

3 公共交通事業者は、基本施策の推進に協力するよう努めるものとする。

第3章 地域公共交通に関する基本施策

(地域公共交通に関する基本施策)

第8条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 分かりやすく、かつ、効率的な地域公共交通網の再編に関すること。

(2) 地域公共交通の定時性(設定された発着時刻に従って運行することをいう。)の確保及び速達性(目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。)の向上に関すること。

(3) 地域公共交通の利用者が、快適かつ円滑な乗降又は待合いを行なうことができる環境の整備に関すること。

(4) 各公共交通機関の間及び公共交通機関と自動車、自転車等の間における円滑な乗継ぎの確保に関すること。

(5) 自動車を運転することができない者が、地域内で日常生活及び社会生活を営むために必要となる移動手段の確保に関すること。

(6) 自動車の過度な利用を控えること及び地域公共交通を積極的に利用することについての教育及び意識の啓発に関すること。

(基本施策の推進)

第9条 市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項の規定により作成する地域公共交通網形成計画に従い、基本施策を推進するものとする。

2 市は、前項の規定によるほか、基本施策を推進するため、市民、事業者及び公共交通事業者並びに国、県その他関係機関(以下「国等」という。)と基本施策について意見交換並びに協議及び調整を行うための体制を整備するものとする。

(市民等への支援)

第10条 市長は、基本施策を推進するため、市民、事業者又は公共交通事業者に対し、必要な支援を行うものとする。

(国等への要請等)

第11条 市長は、必要に応じ、国等に対し、基本施策を推進するための要請又は提案を行うものとする。

(国等及び周辺地方公共団体との連携)

第12条 市は、基本施策を推進するために必要があると認めるときは、国等及び周辺の地方公共団体と連携を図るものとする。

第4章 雜則

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年11月1日から施行する。